

令和4年10月吉日

お客さま各位

群馬県信用組合

当座勘定規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、令和4年11月の「電子交換所」設立に伴い、下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定後の新规定につきましては、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和4年11月4日（金）

2. 対象となる預金規定

当座勘定規定、当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 改定内容

「新旧対比表」をご参照ください。

当座勘定規定 新旧対比表

が改定箇所

頁	旧	新
1	1. (当座勘定への受入れ) ~ 6. (手形、小切手の金額の取扱い) 省略	1. (当座勘定への受入れ) ~ 6. (手形、小切手の金額の取扱い) 省略
2	7. (手形、小切手の支払い) (1) 省略 <u>(2)</u> 省略 8. (手形、小切手用紙) (1) ~ (3) 省略 <u>(4)</u> 省略	7. (手形、小切手の支払い) (1) 省略 <u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u> <u>(3) 省略</u> 8. (手形、小切手用紙) (1) ~ (3) 省略 <u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u> <u>(5) 省略</u> <u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u>
3	9. (支払いの範囲) ~ 15. (届出事項の変更) 省略 16. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	9. (支払いの範囲) ~ 15. (届出事項の変更) 省略 16. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みま</u> す)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

当座勘定規定 新旧対比表

が改定箇所

頁	旧	新
	<p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 省略</p>
4	17. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) ～	17. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) ～
6	27. (手形交換所規定による取扱い) 省略	27. (手形交換所規定による取扱い) 省略
	<p><u>28. (個人情報センターへの登録)</u> 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヵ月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は、自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p><u>(1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>(3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p>	<p><u>28. (個人情報センターへの登録)</u> 削除</p>
7	29. (成年後見人等の届け出) 省略	28. (成年後見人等の届け出) 省略
	30. (休眠預金等活用法に係る取扱い) 省略	29. (休眠預金等活用法に係る取扱い) 省略
8	31. (規定の変更等) 省略	30. (規定の変更等) 省略

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対比表

が改定箇所

頁	旧	新
1	<p>1.（当座勘定への受入れ） ～</p> <p>6.（手形、小切手の金額の取扱い） 省略</p>	<p>1.（当座勘定への受入れ） ～</p> <p>6.（手形、小切手の金額の取扱い） 省略</p>
2	<p>7.（手形の支払い） （1） 省略</p> <p><u>(2)</u> 省略</p> <p>8.（手形用紙） （1） 省略</p> <p><u>(2)</u> 省略 <u>(3)</u> 省略</p>	<p>7.（手形の支払い） （1） 省略 <u>(2)</u> <u>前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u> <u>(3)</u> 省略</p> <p>8.（手形用紙） （1） 省略 <u>(2)</u> <u>当座勘定から支払をした専用約束手形のうち、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u> <u>(3)</u> 省略 <u>(4)</u> 省略 <u>(5)</u> <u>当座勘定から支払をした専用約束手形用の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>(6)</u> <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>
3	<p>9.（手数料） ～</p> <p>13.（届出事項の変更） 省略</p> <p>14.（印鑑照合等） （1） 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>9.（手数料） ～</p> <p>13.（届出事項の変更） 省略</p> <p>14.（印鑑照合等） （1） 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）</u>を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、その</p>

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対比表

が改定箇所

頁	旧	新
6	<p>(2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 省略</p> <p>15. (振出日、受取人記載もれの手形) ～</p> <p>24. (手形交換所規定による取扱い) 省略</p>	<p>ために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず)</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 省略</p> <p>15. (振出日、受取人記載もれの手形) ～</p> <p>24. (手形交換所規定による取扱い) 省略</p>
8	<p><u>25. (個人情報センターへの登録)</u> <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヵ月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は、自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>(1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>(3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p> <p><u>26.</u> (成年後見人等の届け出) 省略</p> <p><u>27.</u> (休眠預金等活用法に係る取扱い) 省略</p> <p><u>28.</u> (規定の変更等) 省略</p>	<p><u>25. (個人情報センターへの登録)</u> <u>削除</u></p> <p><u>25.</u> (成年後見人等の届け出) 省略</p> <p><u>26.</u> (休眠預金等活用法に係る取扱い) 省略</p> <p><u>27.</u> (規定の変更等) 省略</p>